

締約国に関する情報 **朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）** 附属書 **B 1**
K P **K P**

一般情報

国内官庁の名称	Intellectual Property Administration (IPA) of the Democratic People's Republic of Korea (朝鮮民主主義人民共和国知的財産局 (IPA))
所在地	Kinmaul Dong No.1, Bipa Street, Moranbong District Pyongyang, Democratic People's Republic of Korea
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号	(850-2) 18111/999 (内線 381-8433)
電子メール	ip817@star-co.net.kp
インターネット	なし
ファクシミリ装置	なし
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メールによる提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	提出義務はない。委任状に限り国際出願の出願日から3か月以内に原本を提出しなければならない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし
朝鮮民主主義人民共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	WIPO国際事務局 又は朝鮮民主主義人民共和国知的財産局 (IPA) 国内官庁に問合せされたい
朝鮮民主主義人民共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ²	朝鮮民主主義人民共和国知的財産局 (IPA)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	発明者証, 特許, 小発明者証, 小特許

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

K P	朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）（続き）	K P
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関する朝鮮民主主義人民共和国の規定（PCT第15条）	なし	
国際公開に基づく仮保護	発明法第57条の規定に基づき翻訳文が公衆の閲覧に供され、公衆の利用可能な状態に置かれた時点から仮保護が開始する	
朝鮮民主主義人民共和国が指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
朝鮮民主主義人民共和国が指定されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は命令の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	